

発議第 2 号

県内医療施設での子どもの医療費現物支給実施を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成28年9月23日提出

提出者 松伏町議会議員 高橋 昭 男

賛成者 松伏町議会議員 堀 越 利 雄

賛成者 松伏町議会議員 川 上 力

賛成者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 福 井 和 義

賛成者 松伏町議会議員 荘 子 敏 一

松伏町議会議長 佐藤 永子 様

県内医療施設での子どもの医療費現物支給実施を求める意見書

子どもの医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になることから県内すべての自治体で子ども（乳幼児）医療費無料制度が実施されております。

松伏町内は窓口負担をなくす現物支給制度を実施しておりますが、町外での受診、入院は償還払い方式となっていることから子育て中の若い世代の大きな負担となっています。全国的にみると「現物支給方式」は37都府県となっています（出典 全国保険医団体連合会 支給年齢、条件付等含。2015年10月現在）。

子育て世代の経済的困難が広がる中、お金の心配をせずに必要な時に安心して医療を受診し、子どもたちの健康を守るためにも埼玉県内での受診、入院に窓口負担のない現物給付実施が求められています。

よって、埼玉県が関係機関と調整し、実施に向け取り組むよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9 月23日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

埼玉県知事 上 田 清 司 様